

死因究明等推進計画検討会報告書 骨子案

はじめに

論点① 冒頭に、これまでの経緯・背景や根拠法令・旧計画等について、以下のような内容を基本として記載してはどうか。

- ・死因究明及び身元確認（以下「死因究明等」という。）は、国民が安全で安心して暮らせる社会及び生命が尊重され個人の尊厳が保持される社会の実現に寄与するものであり、高い公益性を有するものである。近年の高齢化の進展等の社会情勢の変化に伴う死亡数の増加や新型コロナウイルス感染症を始めとする新興感染症の脅威、大規模災害の発生リスク等に鑑み、死因究明等とその体制強化の重要性はますます高まっている。
- ・しかし、これまで、我が国では死因究明等の重要性が必ずしも十分に認識されておらず、十分な体制が取られているとは言い難い状況にあり、その実施に係る体制の充実強化は喫緊の課題である。
- ・死因究明等に関する施策については、犯罪死の見逃しの問題等を背景に平成24年に成立した「死因究明等の推進に関する法律」（2年間の時限立法。以下「旧法」という。）に基づき、平成26年に「死因究明等推進計画」（以下「旧計画」という。）が閣議決定され、これまで、関係府省庁は旧計画に基づき、各種施策を進めてきた。
- ・こうした中、令和元年6月に「死因究明等推進基本法」（以下「法」という。）が成立し、令和2年4月1日に施行された。法は、死因究明等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めるとともに、死因究明等に関する施策に関する推進計画の策定について定めたものである。
- ・本計画は、法第19条に基づき、死因究明等に関する施策について必要な事項を定め、その総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、策定するものである。

1 現状と課題

論点② 死因究明等を巡る現状と課題について、以下のような内容を基本として記載してはどうか。

(1) 現状

- ・ 死亡数及び死亡率の年次推移、将来推計（全国、都道府県別）
- ・ 死亡場所の推移（全国）
- ・ 警察における死体取扱状況（都道府県別）、海上保安庁における死体取扱状況
- ・ いわゆる警察協力医等の状況（都道府県別）
- ・ 大学における解剖の実施状況（都道府県別）
- ・ 大学の法医学教室の教員等の状況（都道府県別）
- ・ 死因究明等推進地方協議会の設置状況、行政評価局アンケート調査結果

(2) 課題

- ・ 法医学者・検案医等の法医学に携わる医師の人材確保、死体検案・死亡時画像診断等に携わる人材の育成・資質の向上、大学における歯学教育・薬学教育の内容の充実
- ・ 大学間・学部間の連携による教育研究拠点の整備推進
- ・ 各地方公共団体における死因究明等推進地方協議会の設置や情報共有・議論の活性化
- ・ 大規模災害時を見据えた検案・身元確認の体制の確保、検案医等の処遇の確保
- ・ 法医学者・検案医が公衆衛生の向上・増進等のために必要と判断した薬毒物検査・感染症検査・死亡時画像診断・解剖等の実施体制の充実
- ・ 検案・解剖情報や歯科診療情報のデータベースの構築・活用、CDR への活用
- ・ 死亡に関する統計や死亡診断書（死体検案書）の在り方（様式改訂、電子的な提出）の検討

2 死因究明等の到達すべき水準と基本的な考え方

(1) 死因究明等の到達すべき水準

論点③ 法第 19 条第 2 項において本計画で定めることとされた「死因究明等の到達すべき水準」について、法第 3 条第 1 項における位置付けを踏まえ、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われる社会を実現するために満たすべき事項として、以下のような内容を基本として記載してはどうか。

- ・死因究明等が、政府及び地方公共団体を始めとする社会全体において、重要な公益性を有するものとして認識され、位置付けられること。
- ・必要と判断された死因究明等が、死者及び遺族等の権利利益を踏まえつつ、資源の不足等を理由とすることなく、実現される体制が整備されること。
- ・全ての死因究明等が、専門的科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に、適切に実施されること。
- ・死因究明の成果が、死者及び遺族等の権利利益の擁護に資するとともに、疾病の予防・治療を始めとする公衆衛生の向上・増進に資する情報として広く活用され、災害・事故・犯罪・虐待等の拡大・再発の防止等にも寄与すること。

(2) 死因究明等の施策の基本的な考え方

論点④ 法第 19 条第 2 項において本計画で定めることとされた「死因究明等の施策に関する大綱その他の基本的な事項」について、法第 10 条から第 18 条に掲げられた基本的施策を中心とした方向性や、死因究明等の各実施主体の責務、計画の対象期間の目安等、以下のような内容を基本として記載してはどうか。

- ・死因究明等に関する施策については、国及び地方公共団体が、法の基本理念にのっとり、到達すべき水準を目指して、法第 10 条から第 18 条に掲げられた基本的施策の下に具体的な施策を策定し、実施することを基本とする。
- ・国は、「3 死因究明等に関し講ずべき施策」に記載された具体的な施策を実施する責務を有する。
- ・地方公共団体は、「3 死因究明等に関し講ずべき施策」に記載された国の施策等を踏まえ、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地

1 域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。また、当該施策の
2 実施を推進し、実施状況を検証・評価するための死因究明等推進地方協議会
3 を設けるよう努めることが求められる。

4 ・大学は、法の基本理念にのっとり、「3 死因究明等に関し講ずべき施策」
5 に記載された国の施策等を踏まえ、大学における死因究明等に関する人材の
6 育成及び研究を自主的かつ積極的に行うよう努めることが求められる。

7 ・国及び地方公共団体のみならず、医療機関、関係団体、医師、歯科医師その
8 他の死因究明等に関係する者は、「3 死因究明等に関し講ずべき施策」に
9 記載された国の施策及び地方公共団体の施策が円滑に実施されるよう、相
10 互に連携を図りながら協力することが求められる。

11 ・「3 死因究明等に関し講ずべき施策」に記載された施策の対象期間は、特
12 に達成時期についての具体的な記載がある場合を除き、計画策定後3年程
13 度を目安とする。

3 死因究明等に関し講ずべき施策

論点⑤ 法第 19 条第 2 項において本計画で定めることとされた「死因究明等に関し講ずべき施策」について、法第 10 条から第 18 条に掲げられた基本的施策ごとに、可能な限り達成目標・達成時期を提示しつつ、担当省庁名を明記した上で、以下のような内容を基本として記載してはどうか。

議論の便宜上、施策ごとに以下の凡例の通り記号を付記。最終的には「・」等に統一する。

- ：旧計画の継続・更新施策
- ◎：新規施策
- ◆：再掲

(1) 死因究明等に係る人材の育成等

(医師、歯科医師等の育成及び資質の向上)

- 大学における死因究明等に係る教育推進のための取組の継続・拡大と他大学への成果の普及（文部科学省）
- 死因究明等に係る人材育成に資する医学・歯学・薬学教育モデル・コア・カリキュラムの検討及びその内容の各大学への周知による人材育成の促進（文部科学省）
- 死体検案研修（上級）の研修内容の充実を通じた、検案する医師の充実及び技術向上（厚生労働省）
- 死体検案研修（基礎）への参加について広く医師に働き掛け、研修教材をホームページ等で提供（厚生労働省）
- 異状死死因究明支援事業等の成果の検証結果を、検案する医師に対する研修会等に反映することによる医師の資質向上（厚生労働省）
- 都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催及び海上保安官等の積極的な参画並びに死体検案研修等に対する事例紹介等の協力（警察庁、海上保安庁）
- 検査や解剖結果について、検案や読影を行った医師へ、捜査に支障の生じない範囲で提供（警察庁、海上保安庁）
- 死亡時画像診断に関する研修内容の更なる充実を通じた、死亡時画像を読影する医師及び撮影する技師の技術向上（厚生労働省）
- 小児死亡事例に対する死亡時画像診断の情報をモデル的に収集・分析するなどして、死亡時画像診断の有用性等を検証し、その結果に基づき死亡時画像診断に関する研修用の教材を作成及び検証結果を研修内容に反映（厚生労働省）

- 1 ○死亡時画像診断に関する研修会について事例紹介等の協力（警察庁）
2 ○関係団体と連携した医師・歯科医師に対する死因究明等に係る研修実施につ
3 いて各大学へ要請（文部科学省）
4 ○都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催及
5 び海上保安官等の積極的な参画並びに歯科医会連絡協議会等に対する事例
6 紹介等の協力（警察庁、海上保安庁）
7 ○医学部・歯学部・薬学部における死因究明等に係る教育事例等について各大
8 学への積極的な紹介（文部科学省）
9 ◎死因究明等を通じた公共の秩序の維持や公衆衛生の向上等の重要性につい
10 て、医学部・歯学部・薬学部の教育責任者等が参加する会議等における周知
11 （文部科学省）

12 13 **（警察等の職員の育成及び資質の向上）**

- 14 ○検視官等に対する教養（研修）の内容の充実（警察庁）
15 ○警察の全国会議における発表等を通じた好事例、効果的な取組等に関する情
16 報の共有（警察庁）
17 ○法医学教室等における研修により専門的知識・技能を習得した職員の海上保
18 安部署への配置の拡充（海上保安庁）
19 ○鑑識官等に対する研修の内容の充実（海上保安庁）
20 ◆都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催及び海
21 上保安官等の積極的な参画並びに死体検案研修等に対する事例紹介等の協
22 力（警察庁、海上保安庁）（再掲）
23 ◆都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催及
24 び海上保安官等の積極的な参画並びに歯科医会連絡協議会等に対する事例
25 紹介等の協力（警察庁、海上保安庁）（再掲）

26 27 28 **（2）死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備**

- 29
30 ○大学における死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備のための取組の継
31 続・拡大と他大学への成果の普及（文部科学省）
32

33 34 **（3）死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備**

- 1 ○地方公共団体に対し、死因究明等推進地方協議会の設置・活用を要請（厚生
2 労働省）
- 3 ○地方公共団体に対し、薬毒物等の検査や解剖を始めとした死因究明等に係る
4 専門的機能を有する体制の整備を要請（厚生労働省）
- 5 ○地方の関係機関・団体に対する死因究明等推進地方協議会の設置・活用に向
6 けた協力の指示・要請（厚生労働省、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、
7 海上保安庁）
- 8 ○各地方公共団体の施策形成等の取組の指針となるマニュアルの策定・提示、
9 地方公共団体ごとの計画の策定の要請（厚生労働省）
- 10 ◎各地方公共団体における検案・検査・解剖の実施体制等に関する実態調査の
11 実施（厚生労働省）
- 12 ◎地方公共団体による薬毒物等の検査や解剖を始めとした死因究明等に係る
13 専門的機能を有する体制の整備への支援（厚生労働省）
- 14 ○日本医師会による検案する医師のネットワーク強化に関し、研修に係る人材
15 派遣や技能向上に必要な情報の還元等の協力を実施（厚生労働省、警察庁、
16 文部科学省、海上保安庁）
- 17 ○日本歯科医師会による、歯科所見による身元確認を行う歯科医師のネットワ
18 ーク強化に関し、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等の協
19 力を実施（厚生労働省、警察庁、文部科学省、海上保安庁）

22 (4)警察等における死因究明等の実施体制の充実

- 24 ○今後見込まれる死者数の増加に対応すべく、一層効率的かつ効果的な検視官
25 の運用について検討を実施（警察庁）【P】
- 26 ○司法解剖経費及び死因・身元調査法に基づく解剖の委託経費について日本法
27 医学会と調整しながら必要な検討を実施（警察庁）
- 28 ○必要な薬毒物定性検査を迅速かつ的確に実施するための科学捜査研究所の
29 体制整備、必要に応じた法医学教室等との連携（警察庁）
- 30 ○死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するため、都道府県医師
31 会や法医学教室等との連携強化、実施体制の見直し（警察庁）
- 32 ○死亡時画像診断の実施に協力いただける病院との協力関係の強化・構築（警
33 察庁、海上保安庁）
- 34 ○身元不明死体情報と行方不明者情報を対照するに当たって DNA 型情報及び
35 歯科所見情報の活用を図るために構築したシステムの適正かつ効果的な運

1 用（警察庁）

2 ○身元不明死体の身元確認のために必要な DNA 型鑑定が適切に実施できるよ
3 うに鑑定体制を整備（警察庁）

4 ○検視等を担当する鑑識官の整備による検視等の実施体制の充実（海上保安庁）

5 ◆法医学教室等における研修により専門的知識・技能を習得した職員の海上保
6 安部署への配置の拡充（海上保安庁）（再掲）

7 ○死体取扱業務に必要な資機材等の整備（海上保安庁）

8 ○死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を図るため、都道府県医師会、
9 法医学教室等との協力関係の強化・構築（海上保安庁）

10 ○身元不明死体に係る遺伝子構造の検査、歯牙の調査等を確実に実施できるよ
11 う、都道府県警察、法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係の強化・
12 構築（海上保安庁）

13 ○検視の報告に係る書類作成等の事務の合理化の検討（法務省、警察庁、海上
14 保安庁）【P】

17 (5) 死体の検案及び解剖等の実施体制の充実

19 (検案の実施体制の充実)

20 ◆日本医師会による検案する医師のネットワーク強化に関し、研修に係る人材
21 派遣や技能向上に必要な情報の還元等の協力を実施（厚生労働省、警察庁、
22 文部科学省、海上保安庁）（再掲）

23 ◆死体検案研修（上級）の研修内容の充実を通じた、検案する医師の充実及び
24 技術向上（厚生労働省）（再掲）

25 ◆死体検案研修（基礎）への参加について広く医師に働き掛け、研修教材をホ
26 ームページ等で提供（厚生労働省）（再掲）

27 ◆異状死死因究明支援事業等の成果の検証結果を、検案する医師に対する研修
28 会等に反映することによる医師の資質向上（厚生労働省）（再掲）

29 ◆死亡時画像診断に関する研修内容の更なる充実を通じた、死亡時画像を撮影
30 する医師及び撮影する技師の技術向上（厚生労働省）（再掲）

31 ◆地方公共団体による薬毒物等の検査や解剖を始めとした死因究明等に係る
32 専門的機能を有する体制の整備への支援（厚生労働省）（再掲）

33 ◆小児死亡事例に対する死亡時画像診断の情報をモデル的に収集・分析するな
34 どして、死亡時画像診断の有用性等を検証し、その結果に基づき死亡時画像
35 診断に関する研修用の教材を作成及び検証結果を研修内容に反映（厚生労働

1 省) (再掲)

2 ◆検査や解剖結果について、検案や読影を行った医師へ、捜査に支障の生じな
3 い範囲で提供 (警察庁、海上保安庁) (再掲)

4 ○検案において必要とされた検査・解剖について、異状死死因究明支援事業を
5 活用した費用の支援 (厚生労働省)

6 ○検案書発行料等の費用負担の在り方についてこれまでの検討結果のとりま
7 とめ、地方公共団体への還元、引き続き研究を推進 (厚生労働省)

8 ○死亡診断書 (死体検案書) の様式の見直し、死亡診断書 (死体検案書) の電
9 子的交付の実現に向けた検討 (厚生労働省)

10 ◎検案医が法医に相談することができる体制の構築 (厚生労働省)

11 ○地方における死因究明等の実施体制の充実に係る取組に関し、大学施設等の
12 活用等を通じて協力するよう大学に要請 (文部科学省)

14 (解剖の実施体制の充実)

15 ◆地方公共団体による薬毒物等の検査や解剖を始めとした死因究明等に係る
16 専門的機能を有する体制の整備への支援 (厚生労働省) (再掲)

17 ◎死因究明等を行うために必要な検査・解剖等を行う施設・設備の整備費用の
18 支援 (厚生労働省)

19 ◆検案において必要とされた検査・解剖について、異状死死因究明支援事業を
20 活用した費用の支援 (厚生労働省) (再掲)

21 ◆地方における死因究明等の実施体制の充実に係る取組に関し、大学施設等の
22 活用等を通じて協力するよう大学に要請 (文部科学省) (再掲)

25 (6) 死因究明のための死体の科学調査の活用

27 (薬物及び毒物に係る検査の活用)

28 ◆地方公共団体による薬毒物等の検査や解剖を始めとした死因究明等に係る
29 専門的機能を有する体制の整備への支援 (厚生労働省) (再掲)

30 ◆死因究明等を行うために必要な検査・解剖等を行う施設・設備の整備費用の
31 支援 (厚生労働省) (再掲)

32 ◆検案において必要とされた検査・解剖について、異状死死因究明支援事業を
33 活用した費用の支援 (厚生労働省) (再掲)

34 ◎薬毒物検査の実施に必要な標準品を提供することを可能とする枠組みの検
35 討 (厚生労働省)

- 1 ◆必要な薬毒物定性検査を迅速かつ的確に実施するための科学捜査研究所の
- 2 体制整備、必要に応じた法医学教室等との連携（警察庁）（再掲）
- 3 ○簡易検査キットを用いた予試験の徹底や複数の簡易薬物検査キットの活用
- 4 等薬毒物検査の充実、必要な定性検査の確実な実施（警察庁）
- 5 ◆死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するため、都道府県医師
- 6 会や法医学教室等との連携強化、実施体制の見直し（警察庁）（再掲）
- 7 ○必要な薬毒物に係る定性検査の確実な実施（海上保安庁）
- 8 ◆地方における死因究明等の実施体制の充実に係る取組に関し、大学施設等の
- 9 活用等を通じて協力するよう大学に要請（文部科学省）（再掲）

10 11 **（死亡時画像診断の活用）**

- 12 ◆地方公共団体による薬毒物等の検査や解剖を始めとした死因究明等に係る
- 13 専門的機能を有する体制の整備への支援（厚生労働省）（再掲）
- 14 ◆死因究明等を行うために必要な検査・解剖等を行う施設・設備の整備費用の
- 15 支援（厚生労働省）（再掲）
- 16 ◆検案において必要とされた検査・解剖について、異状死死因究明支援事業を
- 17 活用した費用の支援（厚生労働省）（再掲）
- 18 ◆死亡時画像診断に関する研修内容の更なる充実を通じた、死亡時画像を撮影
- 19 する医師及び撮影する技師の技術向上（厚生労働省）（再掲）
- 20 ◆小児死亡事例に対する死亡時画像診断の情報をモデル的に収集・分析するな
- 21 どして、死亡時画像診断の有用性等を検証し、その結果に基づき死亡時画像
- 22 診断に関する研修用の教材を作成及び検証結果を研修内容に反映（厚生労働
- 23 省）（再掲）
- 24 ◆死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するため、都道府県医師
- 25 会や法医学教室等との連携強化、実施体制の見直し（警察庁）（再掲）
- 26 ◆死亡時画像診断の実施に協力いただける病院との協力関係の強化・構築（警
- 27 察庁、海上保安庁）（再掲）
- 28 ◆地方における死因究明等の実施体制の充実に係る取組に関し、大学施設等の
- 29 活用等を通じて協力するよう大学に要請（文部科学省）（再掲）

30 31 32 **（7）身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係る**

33 **データベースの整備**

- 34
- 35 ◆日本歯科医師会による、歯科所見による身元確認を行う歯科医師のネットワ

1 一ク強化に関し、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等の協
2 力を実施（厚生労働省、警察庁、文部科学省、海上保安庁）（再掲）

3 ◆身元不明死体情報と行方不明者情報を対照するに当たって DNA 型情報及び
4 歯科所見情報の活用を図るために構築したシステムの適正かつ効果的な運
5 用（警察庁）（再掲）

6 ◆身元不明死体の身元確認のために必要な DNA 型鑑定が適切に実施できるよ
7 うに鑑定体制を整備（警察庁）（再掲）

8 ○大規模災害等における迅速な歯科所見情報の採取・照会が可能となるよう、
9 日本歯科医師会と必要な調整を図り、歯科医師に対する照会要領を定めるな
10 ど、平素から所要の準備を進める。（警察庁）

11 ○電子カルテ等に歯科診療情報の標準化に必要な口腔診査情報標準コード仕
12 様を実装できるよう周知等を実施、口腔診査情報標準コード仕様等の歯科診
13 療情報による身元確認に活用できるデータベースの構築について検討を実
14 施（厚生労働省）

15 ◆身元不明死体に係る遺伝子構造の検査、歯牙の調査等を確実に実施できるよ
16 う、都道府県警察、法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係の強化・
17 構築（海上保安庁）（再掲）

20 (8)死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

22 (死因究明により得られた情報の活用)

23 ○死因・身元調査法に基づく関係行政機関への通報（警察庁、海上保安庁）

24 ○異状死死因究明支援事業等を通じて解剖や死亡時画像診断の事例をデー
25 タベースに収集・分析し、死因究明体制の充実、疾病予防、健康長寿対策等に
26 活用、製品事故等の社会的問題を発見した場合の関係行政機関への速やかな
27 連絡（厚生労働省）

28 ◆異状死死因究明支援事業等の成果の検証結果を、検案する医師に対する研修
29 会等に反映することによる医師の資質向上（厚生労働省）（再掲）

30 ◆都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催、死体検
31 案研修等に対する事例紹介等の協力（警察庁）（再掲）

32 ◆死亡時画像診断に関する研修会について事例紹介等の協力（警察庁）（再掲）

33 ◆都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催及
34 び海上保安官等の積極的な参画並びに歯科医会連絡協議会等に対する事例
35 紹介等の協力（警察庁、海上保安庁）（再掲）

- 1 ◆検査や解剖結果について、検案や読影を行った医師へ、捜査に支障の生じな
2 い範囲で提供（警察庁、海上保安庁）（再掲）
3 ◆死亡診断書（死体検案書）の様式の見直し、死亡診断書（死体検案書）の電
4 子的交付の実現に向けた検討（厚生労働省）（再掲）
5 ◎子どもが死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報の収集、管理、
6 活用等の仕組みについて検討（厚生労働省）
7

8 **（死因究明により得られた情報の遺族等に対する説明の促進）**

- 9 ○司法解剖等の犯罪捜査の手術が行われた死体に係る死因等について、捜査
10 への影響等に留意しつつ、遺族等に対して丁寧な説明を実施（警察庁、法務
11 省、海上保安庁）
12 ○犯罪捜査の手術が行われていない死体に係る死因等について、第三者のプラ
13 イバシーの保護に留意しつつも、死因・身元調査法の趣旨を踏まえ、遺族等
14 に対し丁寧な説明を実施（警察庁、海上保安庁）
15 ○解剖結果等の専門的知識を要する事項について、解剖を行った医師等に説明
16 を依頼するなど、遺族等の要望を的確に踏まえた対応を実施（警察庁、海上
17 保安庁）
18 ○死亡診断書（死体検案書）記入マニュアルにより、解剖結果等の専門的知識
19 を要する事項について医師が説明すべき旨を医師会等を通じて周知（厚生労
20 働省）
21
22

23 **（9）情報の適切な管理**

- 24
25 ◎死因究明等により得られた情報について、死者及びその遺族等の権利利益等
26 に配慮して、適切に管理されるよう、ルールの作成、取り扱う者への周知徹
27 底等、必要な施策を実施（関係省庁）【P】

4 推進体制等

法第 19 条第 2 項において本計画で定めることとされた「死因究明等に関する施策を推進するために必要な事項」について、以下のような内容を基本として記載してはどうか。

(1) 推進体制と計画の見直し

- ・各省庁の施策について、少なくとも毎年 1 回フォローアップをし、必要な改善方策について各省庁が検討する機会を設けること。
- ・法第 19 条の規定に基づき、本計画策定後 3 年に 1 回を目途に、本計画に検討を加え、必要に応じて見直すこと。

(2) 中長期的な課題について

※本計画の対象期間経過後も継続して検討することが必要な中長期的な課題等について、記載する。